

令和2年11月30日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

東京都知事
小池百合子

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

現在、海外からの旅行者の受入の緩和に向け、政府においては、入国前検査での陰性証明取得の義務化等、入国条件の検討に着手しているとのことです。

一方、都内の新規陽性者数は急増しており、今後、重症者数の更なる増加が懸念されます。本格的な冬の到来を控え、通常の医療体制との両立が極めて困難になる可能性があり、何より大切な命を守るために、手段を尽くして重症化を防ぎ、医療崩壊を何としても回避しなければなりません。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、海外との往来を行いながら、国民・都民の生命を確実に守るためには、これまで我が国が積み重ねてきた知見を生かし、徹底的な水際対策を実施することが必要不可欠であります。

国におかれては、以下のとおり取り組むことを緊急要望いたします。

記

- 1 国内における新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、国において水際対策を強化すること
 - (1) 訪日外国人旅行者等の安全を守るため、日本国内滞在中の健康・行動管理が可能な専用アプリやCOCOAなどの利用を義務付け、早期検査、診断につなげるよう促すこと
 - (2) 訪日外国人旅行者等の民間医療保険の加入を義務化すること
 - (3) 医療機関における診療申込書に国籍欄を設けるよう制度化すること
- 2 医療機関における通常の診療体制や経営を圧迫することなく新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れが行えるよう、国において支援策を講じること
 - (1) 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた医療機関が、当該患者等を受け入れた病棟に、同一医療機関の別の病棟から職員を派遣したことにより、1日当たり勤務する看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師の比率について変動があった場合においても、診療報酬上の不利益が生じないよう措置を講じること。また、その旨を関係機関に周知すること
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者等が軽快し、他の医療機関に転院して回復期の診療を行う場合において、当該医療機関の経営を圧迫することの無いよう診療報酬上の明確な取扱いを行うとともに、空床確保料等を支援すること
 - (3) 自由診療における検査件数等を明確に把握する仕組みを構築すること。陽性者の発生届は、陽性者の住所を所管する保健所を届出先とすること